

VR体験業務委託仕様書

VR体験業務委託については、この仕様書に基づき実施するものとする。

1 業務名

VR体験業務委託

2 業務の概要

自然科学学習館主催のイベント「サイエンスフェスティバルⅡ」において、VR体験に必要な機材（以下「使用物品」と省略。）の運搬、設置、運営、撤去等の一切の業務を行うものとする。

3 委託期間

契約日の翌日から令和8年2月28日（土）まで

4 委託場所

秋田市民交流プラザ1階きらめき広場（秋田市東通仲町4番1号）

5 実施日等

搬入・設営	令和8年2月6日（金）
実 施 日	令和8年2月7日（土）、令和8年2月8日（日）
撤去・搬出	令和8年2月8日（日）

6 業務内容

本業務は、VR体験をするためにVRゴーグル、PC、専用ソフトを使用し、VR体験中の様子を周りの人に見えるようモニターに映し出せるようにするとともに、スタッフが使用物品の使い方の説明を行うものとする。

使用物品は、たくさんの来場者に体験してもらうために4カ所に設置するものとする。

体験時間等については、1回あたり3分程度とし、随時体験者を受け付けるものとする。

使用物品の運搬、設置、運営、撤去等については、次のとおりとする。

(1) 運搬について

ア 使用物品は、設営日までに、受託者が保管場所から業務実施場所へ搬入する。

イ イベント終了後は、受託者が使用物品を撤去し、保管場所へ搬出する。

(2) 設置および組立について

ア 受託者は、使用物品の設置および組立に係る備品の確保と管理等を行うも

のとする。

イ 受託者は、使用物品を業務実施場所に設置し、当該イベント実施期間中（午前10時00分から午後3時30分まで）に、来場者に公開できるようにする。

ウ 受託者は、使用物品の設置等について、自然科学学習館職員（以下「学習館職員」と省略。）と協議して行うものとする。

エ 使用物品設置中に、業務実施場所内の来場者または通行人にけが等がないよう、受託者が十分に配慮しなければならないものとする。

(3) 使用物品の運營業務

ア 受託者は、安全確保およびスムーズな運営のため、令和8年2月6日の使用物品設営後、学習館職員に展示物および実施内容について説明する。

(4) 準備・片付け作業

ア 受託者は、使用物品の設営・撤去作業を学習館職員と協議して行うものとする。

イ 使用物品の保管容器または運搬に要する一切の器具機材等は、イベント期間中、受託者が管理・保管しなければならないものとする。

7 業務責任者の指定

業務内容遂行にあたり、業務責任者を指定するとともに業務実施計画書を作成し、速やかに学習館職員へ報告するものとする。

業務責任者は、従事者の労務管理および安全管理に努めるほか、業務遂行における協議事項がある場合、学習館職員と協議を行うものとする。

8 事故防止等

(1) 受託者は、安全の保持や事故防止に留意すること。

(2) 受託者は、事故等の不測の事態があった場合は、適切な対応をするとともに、直ちに学習館職員へ報告すること。

9 その他

(1) 受託者は業務上で知り得た機密・情報を漏らさないこと。

(2) 本仕様書に指示のない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。